

一般廃棄物処理業許可証

掛環境第710号-2
令和6年3月13日

（住所） 静岡県磐田市池田703番地の1
（会社名） 有限会社 大橋商事
代表取締役 大橋徳久 様

掛川市長 久保田 崇



令和6年2月9日付け廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による許可の申請について、次のとおり許可します。

許 可 番 号	17号
営 業 所 の 所 在 地	静岡県磐田市東名267-3
営 業 所 の 名 称	(有)大橋商事 東名営業所
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 大橋徳久
業 務 の 内 容	事業系一般廃棄物の収集、運搬
取扱一般廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された事業系一般廃棄物 (し尿・浄化槽汚泥を除く)
営 業 の 区 域	掛川市内 全域
許 可 期 間	令和6年3月14日 から 令和8年3月13日 まで(更新)
条 件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び掛川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等、廃棄物に関する法令を遵守すること。 (2) 排出事業者が排出した適正に分別されていない廃棄物及び環境資源ギャラリーに持ち込むべきでない廃棄物は、収集業者の責任において判断し、環境資源ギャラリーに持ち込まないこと。 (3) 収集運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有するよう従業員教育を徹底し、排出事業者への適正排出指導についても収集事業者の責務として取り組むこと